

川崎市更生保護女性連絡協議会育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の立場から明るい社会の建設を期し、市内の更生保護事業及び青少年の不良化防止等の推進に協力し、地域社会の浄化を図るとともに、防犯思想の普及徹底に努め、社会の平和と公共の福祉に寄与するため活動する、川崎市更生保護女性連絡協議会の育成を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金額)

第2条 この補助金の交付対象は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）における、川崎市更生保護女性連絡協議会の育成を図るための補助とし、補助金額は予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に対して提出するものとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付指令書（第2号様式）により通知する。

(交付の時期)

第5条 市長は、前条の補助金交付指令書により通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告等)

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書（第3号様式）に次の書類を添付し、当該年度終了後すみやかに市長に対して報告しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(調査及び指導)

第7条 市長は、必要に応じて事業実施状況を調査し、事業の実施が不相当と認められるときは、指導を行うことができるものとする。

(返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の一部または全額の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の指導に応じないとき
- (2) この要綱に違反したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日一部改正。
- 3 平成28年4月1日一部改正。

第1号様式

文 書 番 号
年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

申 請 者 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市更生保護女性連絡協議会
会 長 名 印

年度川崎市更生保護女性連絡協議会育成費補助金交付申請書

年度川崎市更生保護女性連絡協議会育成費補助金の交付を受けたいので、

次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 (1) 年度事業計画書
(2) 年度予算書

第2号様式

指 令 書 番 号

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市更生保護女性連絡協議会
会 長 名

年 月 日付け、川更女第 号で申請のありました川崎市更生保護女性連絡協議会育成費補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

- 1 交付金額 金 円
※概算払いにより全額を交付する
- 2 交付条件 (1) この補助金は、川崎市更生保護女性連絡協議会の事業執行について補助するものであるので、他の目的に使用しないでください。
- (2) 当該年度終了後、すみやかに事業報告書及び決算書を提出してください。
- (3) 上記 (1)、(2) を遵守しないときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

第3号様式

文 書 番 号
年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

川崎市更生保護女性連絡協議会
会 長 名 印

年度川崎市更生保護女性連絡協議会事業報告書及び決算書の提出について

当会の 年度事業報告書及び決算書を、別添のとおり提出いたしますので、

お受け取りください。